

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地震(想定地震)

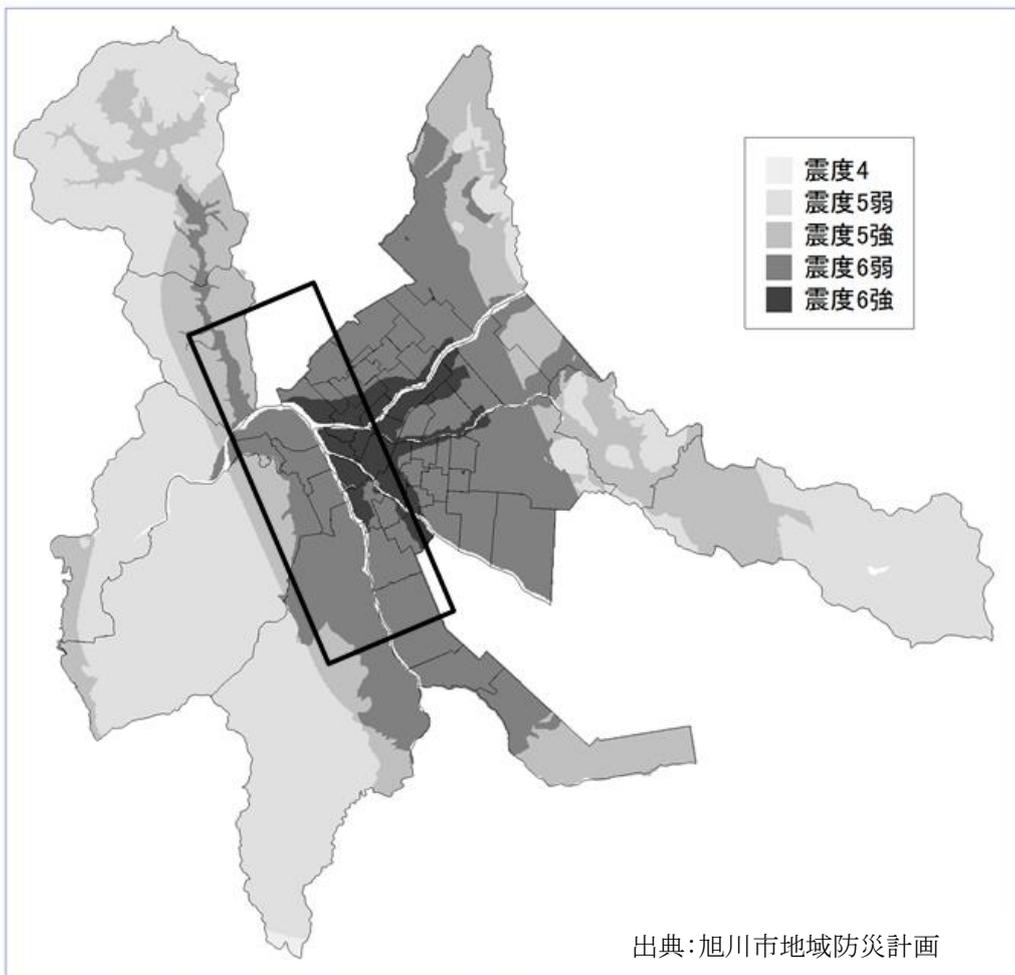
想定地震とは、地震が発生した場合の被害程度を予測するために、地質学的、地震学的知見に基づいて設定したものであり、地震を予知したものではない。

平成25年度の防災アセスメント基礎調査の地震動の予測で市街地は、増毛山地東縁断層帯及び沼田-砂川付近の断層帯を震源とする地震が発生した場合は震度4から5強程度の揺れとなるが多大な影響はなく、国が全国どこでも起こりうる地震としているマグニチュード6クラスの直下型地震が発生した場合は震度4～6強の極めて大きい揺れとなり重大な影響があるとされた。

よって、防災アセスメント基礎調査で旭川市に最も影響を与える地震として設定した旭川市直下仮想地震(マグニチュード6.9)を想定地震とする。

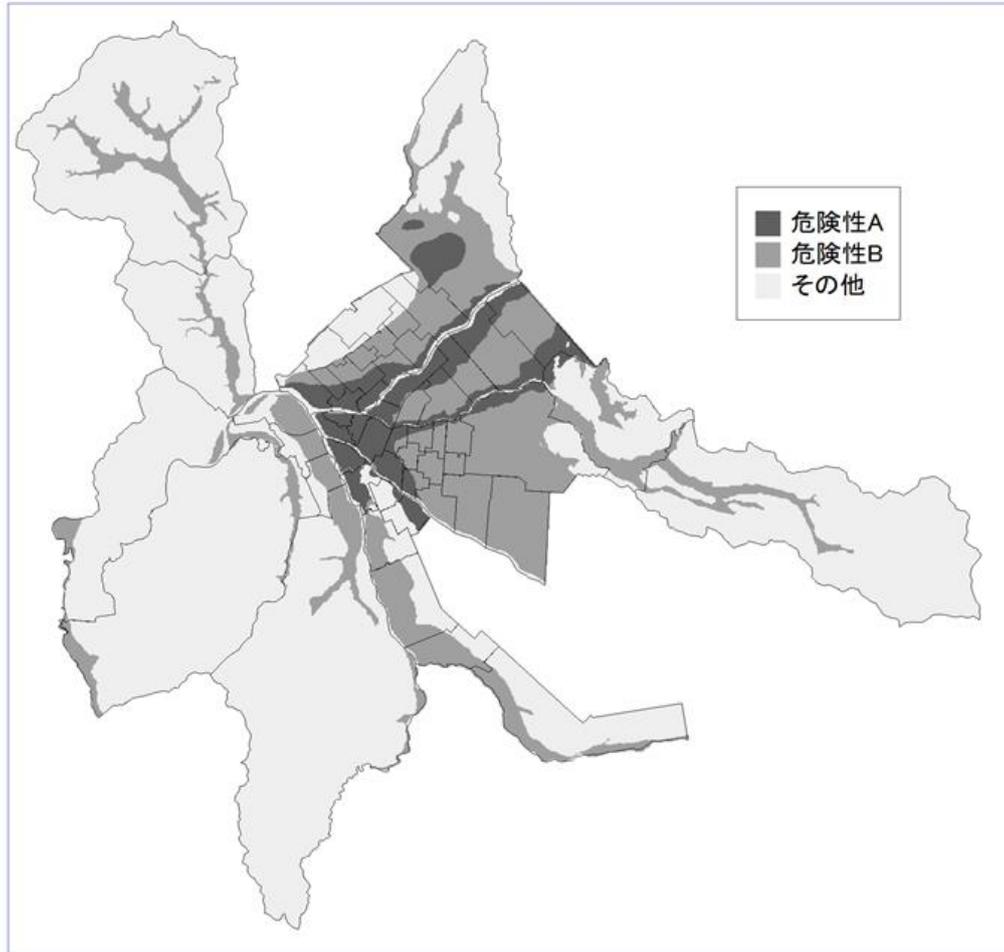
また、地震の発生時に様々な悪条件が重なり合った場合には、非常に大きな災害となる可能性もあるため、それらを含め被害の予測をした。

■旭川市直下仮想地震による震度分布



旭川市直下仮想地震を想定した場合、市街地は震度6強の揺れが発生し、震度6弱以上の場合、市の中心部で液状化発生の可能性が大きいと予測された。

■大きな揺れを受けた場合、液状化の可能性のある範囲



出典:旭川市地域防災計画

危険性 A の地域	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の場合、液状化発生の可能性が大きい。 震度5強では液状化発生の可能性があるが小さい。 震度5弱以下では液状化発生の可能性は極めて小さく、震度4以下ではほぼない。
危険性 B の地域	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の場合、液状化発生の可能性があるが小さい。 震度5強以下では液状化発生の可能性は極めて小さく、震度4以下ではほぼない。
その他の 地域	<ul style="list-style-type: none"> 液状化発生の可能性は震度によらず、ほぼない、又はない。

防災アセスメント基礎調査では、夏12時、冬18時及び冬2時のそれぞれで風速4m/秒又は8m/秒という条件を設定し、被害の予測を行った。予測の結果は次のとおりである。

■旭川市直下仮想地震の被害予測

想定地震		旭川市直下仮想地震					
想定発生時刻		夏 1 2 時		冬 1 8 時		冬 2 時	
想定風速		風速 4m/秒	風速 8m/秒	風速 4m/秒	風速 8m/秒	風速 4m/秒	風速 8m/秒
建物被害	全 壊 (棟)	4,600		5,000			
	焼 失 (棟)	160	240	5,600	5,700	1,100	1,200
	大規模半壊(棟)	810		760		800	
	半 壊 (棟)	16,700		15,500		16,200	
人的被害	死 者 (人)	162		242		332	334
	重傷者 (人)	463	465	473	474	488	489
	軽傷者 (人)	2,907	2,910	2,610	2,620	2,945	2,948
避 難 者	当 日 (人)	37,700					
	1 週間後 (人)	64,100					
	1 か月後 (人)	49,900					

出典:旭川市地域防災計画

2) 洪水

旭川市で発生した過去の水害は、地形的な特性に起因している。石狩川には、上川盆地で多くの河川が合流するが、下流の神居古潭の狭窄部で流路が狭くなるため流下しにくい。そのため、河川沿いの低地や、市街地中心部では外水氾濫の影響を受けて、長時間浸水するような被害が発生した。このような地形的特性は、河川改修が進み、堤防が強化された後も基本的には変わっていない。最近では大規模な水害の事例は見られないが、河川改修が行われたことと同時に、大きな豪雨に見舞われていないことも理由としてあげられる。

旭川市が作成した洪水ハザードマップでは、概ね1,000年に一度発生するような大雨を想定した「洪水浸水想定区域」において、低地にあたる市街地の大部分が浸水するとしている。また、その他の小河川や排水路では、豪雨時には排水能力を超えた雨水が集中し、小規模な浸水が発生する都市型水害が予測される。

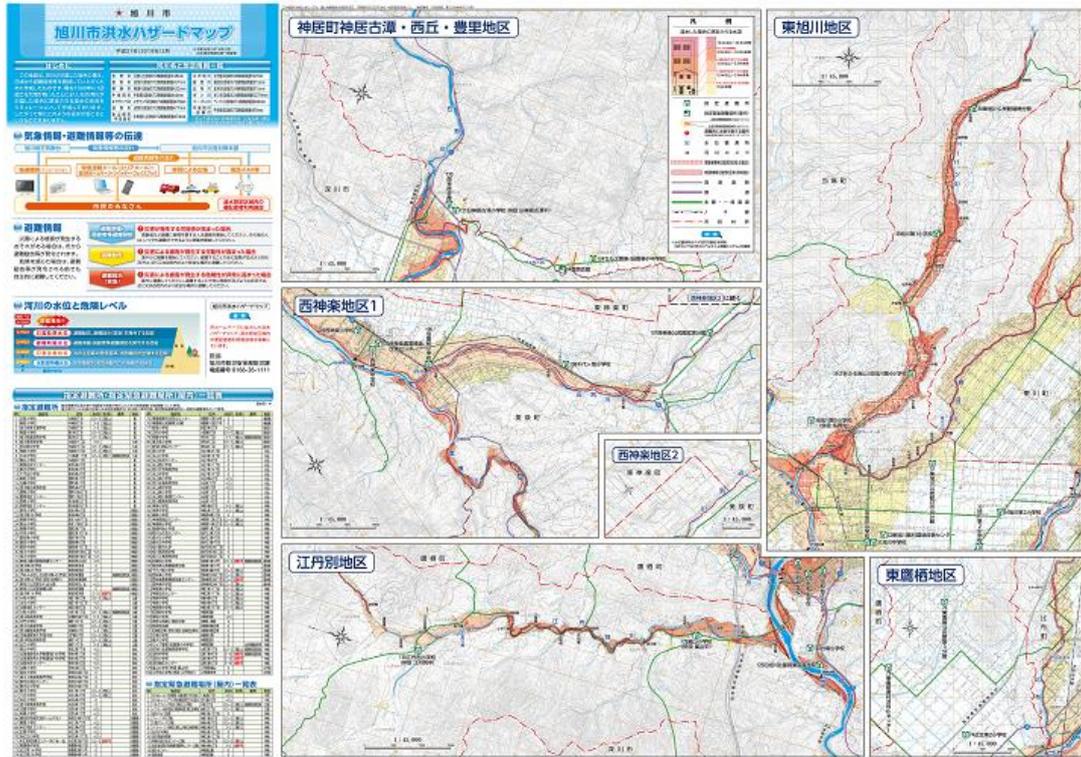
3) 土砂災害

旭川市南部の段丘や火砕流台地などの縁辺部には急崖が連なっている。また、山間部においても急な斜面が分布している。このような箇所の中には、降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり及び土石流により災害が予想され、土砂災害警戒区域等や急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域がある。

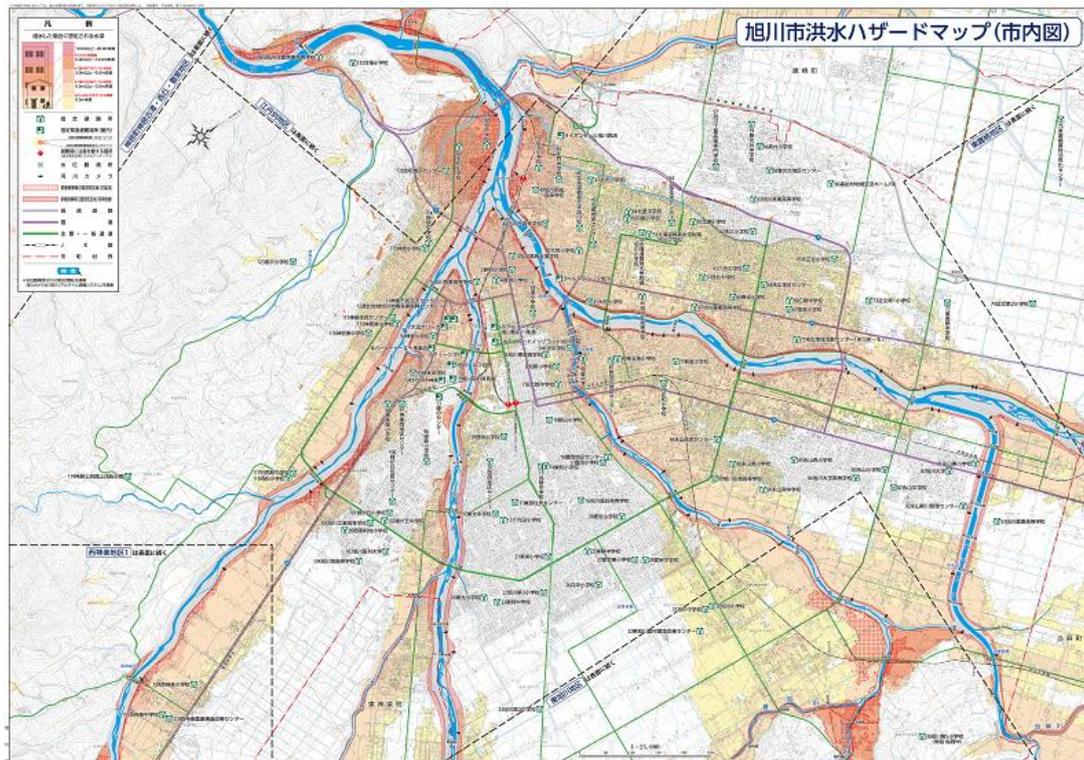
旭川市では、2020(令和2)年11月10日現在、112箇所の土砂災害警戒区域が指定されている。

■旭川市洪水ハザードマップ

【表紙・各地区】



【市内図】



4) 感染症

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等、未知の感染症（以下、「感染症」）は、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

1) 旭川商工会議所

・商工業者数 9, 492人（H26 経済センサスをベースに独自集計）

・小規模事業者数 6, 468人（H26 経済センサスをベースに独自集計）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	7 4 1	6 5 7	地区内に分散
	製 造 業	3 7 4	3 3 6	〃
	卸 ・ 小 売 業	2, 3 8 4	1, 4 9 9	〃
	宿 泊 ・ 飲 食 業	1, 7 0 1	1, 1 7 0	市街地に多い
	サ-ビス業・その他	4, 2 9 2	2, 8 0 6	地区内に分散
	合 計	9, 4 9 2	6, 4 6 8	

2) あさひかわ商工会

・商工業者数 3, 108（H26 経済センサスをベースに独自集計）

・小規模事業者数 2, 966（H26 経済センサスをベースに独自集計）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	6 2 4	6 1 9	地区内に分散
	製 造 業	2 4 6	2 3 2	〃
	卸 ・ 小 売 業	6 8 1	6 1 1	市街地に多い
	宿 泊 ・ 飲 食 業	3 2 9	3 2 4	〃
	サ-ビス業・その他	1, 2 2 8	1, 1 8 0	地区内に分散
	合 計	3, 1 0 8	2, 9 6 6	

(3) これまでの取組

1) 旭川市の取組

項目	年月	備考
地域防災計画の策定	S38. 7	H11. 10 全面改訂, H27. 7 全面改訂
水防計画の策定	H 1. 4	
新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	H28. 4	
業務継続計画—大規模災害発生時—の策定	H30. 3	
強靱化計画の策定	R 2. 7	
洪水ハザードマップの作成	H18. 8	H22. 3 改訂, H31. 3 全面改訂
土砂災害ハザードマップの作成	H21. 5	北海道の指定後に順次作成
地震防災マップの作成	H20. 3	H31. 3 改定
防災訓練の実施	—	対象：市職員, 防災関係機関, 市民 名称：旭川市防災訓練

		頻度：年1回
	—	対象：市職員 名称：旭川市災害対策本部訓練 頻度：おおむね年1回
	—	対象：市職員，防災関係機関，市民 名称：旭川市冬季防災訓練 頻度：数年に1回

2) 旭川商工会議所の取組

項目	年月	備考
BCPセミナーへの参加	H24.9	リスクマネジメントの必要性
BCP研修会への参加	R2.11	BCP計画作成支援の進め方
損害保険への加入促進	随時	

※ BCP：事業継続計画 Business continuity plan の頭文字をとった略語

3) あさひかわ商工会の取組

項目	年月	備考
特別相談窓口の設置	H30.9	胆振東部地震の被災に係わる相談支援
被災地域販路開拓支援事業の取り纏め	H31.2	胆振東部地震の被災に係わる小規模事業持続化補助金の申請支援（6事業所）
BCP研修会への参加	R1.10以降	BCPの基礎(意義,効果等)
〃	R2.11	BCP計画作成支援の進め方
損害保険への加入促進	随時	

2 課題

- ・自然災害の発生など緊急事態に遭遇した際，小規模事業者である程，事業継続に大きな支障が生じかねないこと，またそれを最小限に抑えるためにBCPが極めて有効であることの基本的認識が広がっていない。

【参考：中小企業庁のアンケート結果】

BCPを知っているか？→ 74% 全く知らない 19% 言葉は聞いたことがあるが内容は知らない

- ・小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境の中，今般のコロナ禍が重荷となり，日々の売上げ確保，あるいは短期的な資金繰り等，他に優先すべき業務を抱えており，BCP策定の余力がない。
- ・災害発生時に，小規模事業者に対して情報の提供やその他必要な支援を行っていくための具体的な組織体制やマニュアルの整備が遅れている。
- ・平時，緊急時ともに，旭川市と商工会議所・商工会との具体的な連絡体制，協力体制が整っていない。
- ・緊急時での必要な対応策を推進するノウハウをもった経営指導員等の職員が十分に育っていない。(実体験がない → 机上訓練，ケーススタディも不足)
- ・感染症対策として，体調不良者が発生した場合のルール作り，感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄，リスクファイナンス対策としての保険の必要性等の認識をいかに平時から定着させていくか。

3 目標

- ・小規模事業者が自社の経営に対する自然災害や感染症等のリスクを平時から意識し、BCP策定の意義や効果、その必要性を広く認識すること。
- ・災害発生時に、商工会議所・商工会が小規模事業者に対して、情報の提供、その他必要な支援を行っていくためのノウハウを蓄積すること。
- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、旭川市と商工会議所・商工会との間における被害情報、被害対策等の伝達ルートを構築し、平時から連絡訓練をしておくこと。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築すること。

(1) 成果目標

1) 旭川商工会議所

BCPセミナーへの参加事業者	年50社×5年（支援事業の実施期間）
事業継続力強化計画策定	年10社（セミナー参加企業の2割）×5年
損害保険等への加入	年10社×5年

2) あさひかわ商工会

BCPセミナーへの参加事業者	年30社×5年（支援事業の実施期間）
事業継続力強化計画策定	年5社（セミナー参加企業の約2割）×5年
損害保険等への加入	年5社×5年

※策定目標については、商工会議所・商工会における人員体制を考慮したうえで、「直下仮想地震の震度」及び「洪水時に想定される水深」のデータに基づき、災害リスクが高い地域を先導する形で、小規模事業者への声掛けや策定支援に注力していく。

※初期実施期間（R3～7年度）では、BCPの意義、必要性等が広く認識され、2期実施期間（R8～12年度）ではそれぞれ150%の数値を目標とする。

(2) 実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク等の認識とともに、事前対策としての計画策定の重要性の認識を広める。	セミナー等の開催 旭川市、商工会議所・ 商工会の広報誌掲載	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る。	職員会議及び勉強会の開催	年数回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る。	職員会議及び勉強会の開催	年数回
連携体制の推進	平時、緊急時ともに、組織内や関係機関と速やかな連携体制を構築する。	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会（会）に合わせて「事業継続力強化支援計画連携会議」を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

6 事業継続力強化支援事業の内容

旭川市と商工会議所・商工会とが相互に連携して以下の事業を実施する。

旭川市	商工会議所・商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を旭川市と商工会議所・商工会が共有することにより、自然災害発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会議所・商工会内部における勉強会等により職員間の情報共有を図る。

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導の際、ハザードマップ等を活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、国の施策、損害保険、共済加入等）の重要性について説明する。
- ・商工会議所・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、BCPの策定事例の紹介等を行う。
- ・感染症に関しては、北海道や旭川市からの要請等に基づき最新の情報を提供する。

イ 商工会議所・商工会自身の事業継続計画の作成

- ・早急に事業継続計画を策定する。
- ・経営指導員向けのリスクマネジメント・BCP策定支援等の研修会に参加する。

ウ 関係団体等との連携

- ・損害保険会社やBCPに詳しい専門家と連携し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催する。

【参考：三菱リサーチ&コンサルティング(株) 中小企業の災害対応に関する調査】

被災した企業が復旧・復興に際して最も役に立ったものは？→21.4% 損害保険

14.0% 公的機関の相談窓口（商工会議所・商工会を含む）12.2% 国・自治体の補助金

（損害保険制度については詳細な助言を行える経営指導員がいないことから、損害保険会社との連携は有効である）

- ・(一財)旭川産業創造プラザ等の関係機関と連携し、ポスター掲示やセミナー共催等の普及啓発活動を行う。

エ フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP策手とその運用状況等について確認するとともに、国の支援施策の活用に向けた認定申請へのステップを勧める。
- ・旭川市と商工会議所・商工会とが「(仮称) 事業継続力強化支援計画連携会議」を設け、実施状況の確認や評価検証を行い、今後の改善点等について年1回程度協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと想定し、旭川市と商工会議所・商工会との連絡手段の確保手法、連絡ルートの確認を行う。
- ・旭川市防災訓練に参加する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助、職員の安否確認を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール(ショートメール・Eメール等)
③SNS(LINE・Facebook等) ④災害用伝言ダイヤル(171)
- ・感染症に関しては、職員の体調確認を行うとともに、北海道や旭川市からの要請等に基づき対応する。

イ 応急対策の方針決定

- ・旭川市災害対策本部等の方針に従い、旭川市と商工会議所・商工会とが連携して、被害状況や被害規模に応じた方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・商工会議所・商工会の被害が一定程度落ち着いた段階で、地区内小規模事業者の被害状況を大まかに把握する。
- ・感染症に関しては、北海道や旭川市からの要請等に基づき対応する。

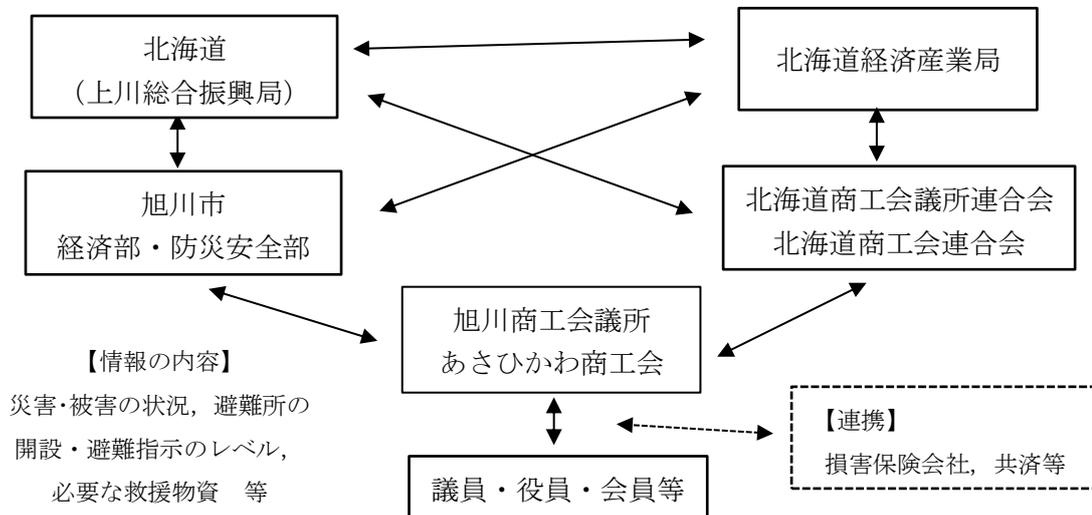
区別	被害の概況	配備態勢
大規模な被害がある	・地区内1%程度の事業所で「建物が半壊以上」「床上浸水」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは交通網が遮断されており確認が取れない。	可能な事務局長，経営指導員出動
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等，比較的軽微な被害が発生している。	事務局長，経営指導員警戒準備
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	無し

- ・本計画により、旭川市と商工会議所・商工会は以下の頻度以上で被害情報等を共有する。

発災後～24時間	1日に2回共有する
24時間後～1週間	1日に1回共有する
1週間以降	必要に応じて

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる連絡体制を構築する。
- ・被災地域での活動については、2次被害の防止を優先する。
- ・被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品、売上減少等）の算定については、関係機関からの指導等を参考にする。
- ・旭川市と商工会議所・商工会が共有した情報について、北海道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法で報告するほか、別途指示があった方法で北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会に報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法（場所、相談内容等）について旭川市と調整する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症に関しては、北海道や旭川市からの要請等に基づき対応する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

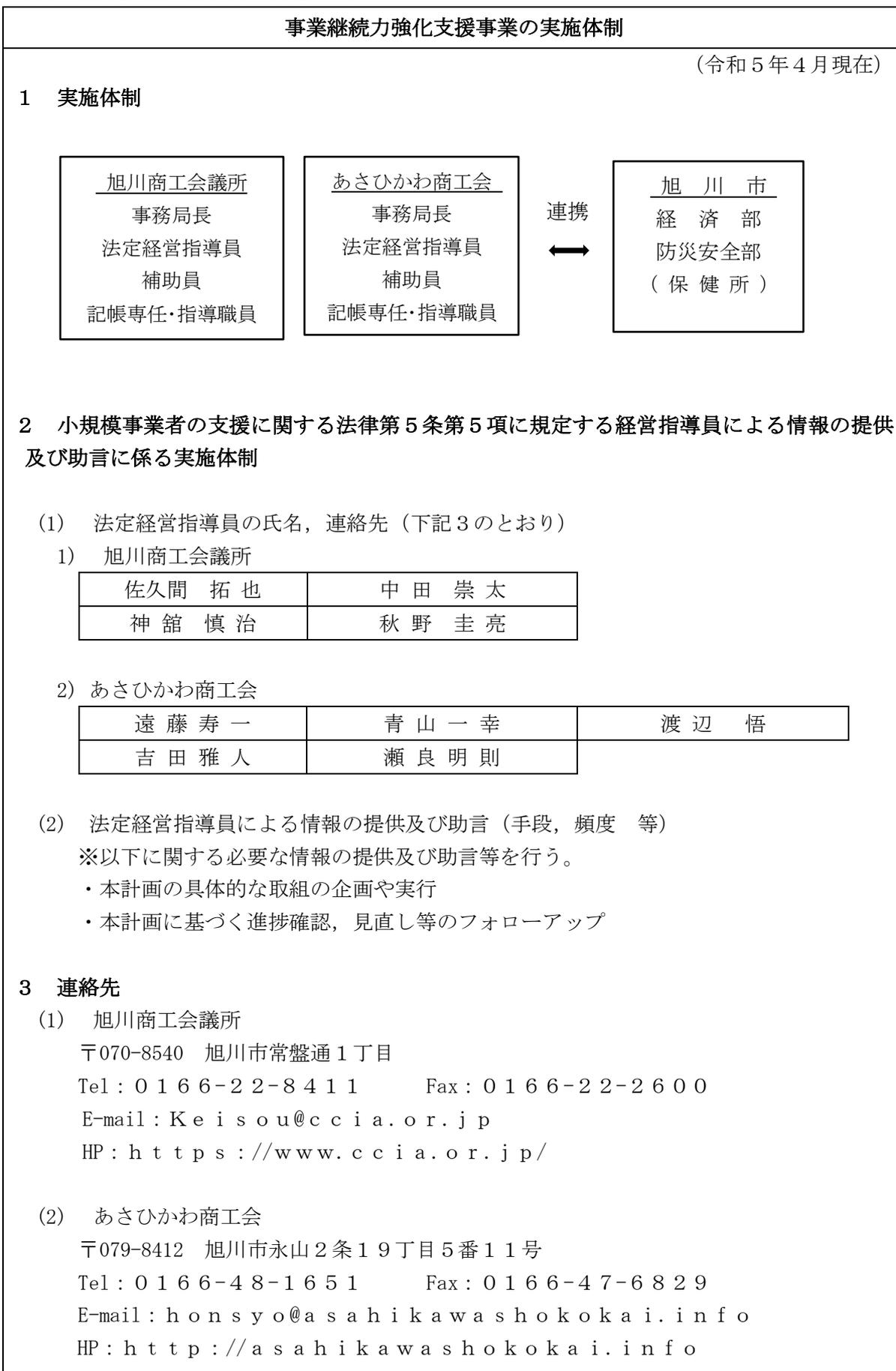
- ・旭川市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会議所連合会・北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、商工会議所・商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 旭川市経済部産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 リサーチセンター内

Tel : 0166-65-7047 Fax : 0166-65-7048

E-mail : s a n g y o u s i n k o u @ c i t y . a s a h i k a w a . l g . j p

(4) 旭川市防災安全部防災課

〒078-8367 旭川市東光27条8丁目 総合防災センター

Tel : 0166-33-9969 Fax : 0166-33-9936

E-mail : b o u s a i @ c i t y . a s a h i k a w a . l g . j p

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
・ 専門家謝金	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ 印刷費	200	200	200	200	200
・ その他対策費	100	100	100	100	100

(備考) 旭川商工会議所とあさひかわ商工会の合計の見込み額である。

調達方法
一般会計, 北海道・旭川市補助金 等

(備考) 調達方法については, 想定される調達方法を記載すること。